

境南コミュニティ協議会

会 則

境南コミュニティ協議会会則

(名称と構成)

第1条 本会は境南コミュニティ協議会（以下協議会）と称し、事務所を境南コミュニティセンター内に置く。

第2条 本会は境南町全域を対象とし、その住民を中心として構成する。

(目的)

第3条 本会は市民自治の精神に基づき、地域住民の交流を図り明るく豊かな街づくりを進めるために、境南コミュニティセンターを拠点として活動することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。

1. 境南地域全般にわたるコミュニティ活動に関すること。
2. 境南コミュニティセンターの管理運営に関すること。
3. その他、本会の目的達成に必要な事項。

(組織と運営)

第5条 本会はその運営のため、次の運営委員・役員及び監事をおく。

1. 運営委員は各丁目よりの推薦者4名、原則各丁目毎に2名まで全体で10名の追加推薦者枠、及び本会の目的に賛同する各団体よりの推薦者各1名を、総会において承認したものとす。10名の追加推薦枠の運用は運営委員会に一任する。
2. 役員は運営委員にて互選し、総会で承認する。
会長1名 副会長2名 会計2名 書記2名
3. 監事2名をおき総会で承認する。

第6条 運営委員、役員及び監事の任期は1年とする。ただし、続いて6選はしない。

5選目に新規に会長に就任した者の任期は一年延長する事ができる。その場合、運営委員資格も延長する。

第7条 役員及び監事の任務は次のとおりとする。

1. 会長は協議会を代表し、コミュニティ活動の推進及びセンターの管理運営を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は協議会の会計を管理する。
4. 書記は協議会の議事を記録する。ならびに各文書を管理する。
5. 監事は事業及び会計の監査を行い、その結果を総会に報告する。

第8条 運営委員は、協議会の管理運営事項を審議するとともに要綱に定める各部をおき、その任務を分担する。

第9条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

1. 顧問及び相談役は住民総会にて推挙する。
2. 相談役は境南町に住居を有する武蔵野市議会議員等とする。
3. 顧問及び相談役に対し、本会の運営に必要な相談を行うことができる。

(会 議)

第10条 会議は住民総会、運営委員会及び役員会とし次のとおり会長が招集する。

住民は住民総会に参加し、また運営委員会を傍聴できる。

1. 住民総会は年度始めに開催し、臨時住民総会は運営委員会が必要と認めたときに開催する。これらの公示は市報及びコミュニティセンター掲示板に掲示する。
2. 運営委員会は毎月1回以上会長が招集し、第4条の事項を審議してその執行にあたる。
3. 役員会は総会の前後と必要に応じ適宜開催する。

第11条 住民総会は次の事項を審議決定する。

1. 協議会の事業に関する事。
2. 協議会の予算及び決算に関する事。
3. 協議会の会則に関する事。
4. その他重要と認められる事項。

第12条 運営委員会は次の事項を審議し処理する。

1. 協議会会務全般に関する事。
2. 住民総会の審議に関する事。
3. その他重要と認められる事項。

第13条 運営委員会は運営委員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第14条 役員会は役員過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(会 計)

第15条 本会の経費は武蔵野市補助金と寄付金をもって当てる。

第16条 本会計の年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

第17条 本会はその事務を処理するために事務局をおく。

(その他)

第18条 専門部会及び事務局の設置運営に関し必要な事項は別途定める。

第19条 本会会則の変更は住民総会の議決による。

第20条 本会則に定めのない事項、または特別の事情により本会則の規定を適用しがたい事項については、運営委員会の議決を基に住民総会で審議し、住民総会の承認をもって必要な対応を措置できることとする。

付則

1. 本会則は昭和51年7月1日施行
2. 昭和55年4月1日、全面改正し、昭和56年4月1日より施行
3. 昭和56年4月1日、昭和51年7月1日施行の境南コミュニティセンター管理運営委員会規則廃止
4. 昭和59年3月25日 一部改正、昭和59年4月1日より施行
5. 昭和60年4月21日 一部改正、施行
6. 平成4年4月12日 一部改正、施行
7. 平成12年4月16日 一部改正、施行
8. 平成21年4月19日 一部改正、施行（第5条・第6条と関連事項）
9. 平成23年4月17日 一部改定、施行（第8条、第15条）
10. 平成26年4月13日 一部改定、施行（第6条修正）
11. 令和8年4月12日 一部改訂、施行（第20条追加）